

大分類	共通（法令・通達）
中分類	情報通信類
保存年限等	暦2025年12月末

詳細については、「国税庁職員の倫理の手引き」を参照願います。

リンク先はこちら

倫理法令違反は懲戒処分の対象です！

今般、当局職員が国家公務員倫理法令違反等により減給の懲戒処分を受け、マスコミ報道もされました。倫理法令違反は懲戒処分の対象となることを再度認識し、各人が適切な行動を心掛けましょう。

○利害関係者との禁止行為

- ①金銭、物品、不動産の贈与を受けること
- ②金銭の貸付けを受けること
- ③無償で物品又は不動産の貸付けを受けること
- ④無償でサービスの提供を受けること
- ⑤酒席等のもてなしを受けること（接待）
- ⑥未公開株式の譲受け
- ⑦麻雀等の遊戯、ゴルフ、旅行を共にすること
- ⑧利害関係者に要求して、第三者に①から⑦の行為をさせること

※ 利害関係者から、物品若しくは不動産を購入した場合、物品若しくは不動産の貸付けを受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価が時価よりも著しく低いときは、当該対価と当該時価の差額に相当する金額の贈与を受けたものとみなされ、禁止行為に該当することとなりますので留意願います。

○利害関係者以外の者との禁止行為

- ①社会通念上相当と認められる程度を超えて供應接待や物品の贈与などを受けること
- ②飲食の料金などを、その場に居合わせなかった者（利害関係者であるかどうかにかかわらない）に支払わせること